

## 法律事務所への捜索に抗議する会長声明

本年1月29日、東京地方検察庁（以下、「東京地検」という。）は、被告人カルロス・ゴーン氏の元弁護人らの法律事務所に対し、同氏に対する出入国管理法違反等被疑事件の関係先として捜索を強行した。

日本弁護士連合会の調査によれば、東京地検の検察官らは、弁護士が刑事訴訟法105条に基づき押収拒絶権を行使し立入りを拒否したにもかかわらず、法律事務所の裏口から無断で事務所内に立ち入った。その上で、検察官らは、弁護士からの再三の退去要請にも応じず長時間の滞留を続け、その間に法律事務所内のドアの鍵を破壊し、事件記録等が置かれている弁護士らの執務室内をビデオ撮影するなどした。

弁護士には、業務上委託を受けたため保管し又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、権利濫用と認められる場合等を除き、押収を拒絶することができる（刑事訴訟法105条）。

そして、捜索は押収物の発見を目的とするものであるところ、弁護士によって押収拒絶権が行使された場合には、押収対象物の捜索も当然に許されない。

したがって、本件における検察官らの行為が、弁護士の押収拒絶権を侵害する重大な違法行為に当たることは明白である。

のみならず、今回の検察官らの行為は、対立当事者である弁護人が被疑者・被告人の権利及び利益を擁護するために活動する立場にあることそのものを攻撃し、刑事弁護活動を萎縮させようとするものであり、我が国の刑事司法の公正さを著しく損なうものである。

もとより、刑事訴訟法105条の定める押収拒絶権は、国民を代表する国権の最高機関である立法府において、弁護士等の業務上の秘密の保護が、捜査権に優越する利益であると位置付けて、これを宣明したものに他ならない。

検察官は、公益の代表者として、わが国の法令に最も精通し、遵法精神ないし規範意識を説いて、法令に違反する行為を防ぐべき立場にあるはずである。

しかるに、今回の捜索行為は、刑事訴訟法が要請する押収拒絶権の規定を実質的に死文化させる点において、立法作用に対する越権行為として三権分立を実質的に損なうものであり、建造物の損壊等を伴う重大な法令違反行為を検察自らが犯してしまっており、検察の遵法精神ないし規範意識を疑わざるを得ない。

今回の捜索のように、検察が、重大な法令違反行為を犯してまで、弁護人が保持する弁護上の秘密を物理的に蹂躪するならば、秘密交通権その他の防御上必要な弁護権の行使は事実上骨抜きとなり、憲法が弁護人を被疑者・被告人の唯一の後ろ盾とした弁護人制度自体を根底から瓦解させるに等しく、到底看過し得るものではない。

当会は、このような明白な違法がある東京地検による本件捜索行為に対して強く抗議するとともに、同様の行為を二度と繰り返すことの無いよう求めるものである。

2020年（令和2年）4月22日

佐賀県弁護士会

会長 富 永 洋 一